	1,845MHzを超え1,860MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下（注） 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,645MHz以下
2　施行規則第15条の２第２項第３号に掲げる陸上移動中継局	815MHzを超え845MHz以下 860MHzを超え890MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,750MHzを超え1,765MHz以下 1,765MHzを超え1,785MHz以下（注） 1,845MHzを超え1,860MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下（注） 1,920MHzを超え1,980MHz以下 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,645MHz以下

注　平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は２GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第２項第２号㈡に掲げる区域に係るものに限る。

	1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注１） 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下（注２） 2,595MHzを超え2,645MHz以下
2　［同左］	815MHzを超え845MHz以下 860MHzを超え890MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下 1,764.9MHzを超え1,784.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注１） 1,920MHzを超え1,980MHz以下 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下（注２） 2,595MHzを超え2,645MHz以下

注１　平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は２GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第２項第２号㈡に掲げる区域に係るものに限る。

２　平成26年12月31日までの間は、2,555MHzを超え2,575MHz以下とする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。ただし、表１の項中「945MHzを超え960MHz以下」の規定並びに表２の項中「900MHzを超え915MHz以下」及び「945MHzを超え960MHz以下」の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　平成三十年三月二十八日までの間においては、表１の項中「1,845MHzを超え1,860MHz以下」とあるのは「1,844.9MHzを超え1,860MHz以下」と、「1,860MHzを超え1,880MHz以下（注）」とあるのは「1,859.9MHzを超え1,880MHz以下（注）」と、表２の項中「1,750MHzを超え1,765MHz以下」とあるのは「1,749.9MHzを超え1,765MHz以下」と、「1,765MHzを超え1,785MHz以下（注）」とあるのは「1,764.9MHzを超え1,785MHz以下（注）」と、「1,845MHzを超え1,860MHz以下」とあるのは「1,844.9MHzを超え1,860MHz以下」と、「1,860MHzを超え1,880MHz以下（注）」とあるのは「1,859.9MHzを超え1,880MHz以下（注）」と読み替えるものとする。

○総務省告示第三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第二項第二号及び別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子